

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（コンサル等業務）

令和7年4月1日改正

入札参加資格

1 共通の参加資格について

本競争入札に参加する者は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- (5) 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者
- (6) 施行令第167条の4第2項に該当するもので、市長が入札に参加させないこととした者
- (7) 開札日の前日において、次の①又は②のいずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者
 - ① 入札参加を希望する者(法人又は個人事業主)
 - ② 入札参加を希望する法人の代表者(個人)
- (8) 電子利用登録業者(東広島市電子入札実施要領第2条第2項第4号に規定する利用登録者のことをいう。以下同じ。)でない者。ただし、公告で電子利用登録者でない者の参加を認めている場合は、この限りでない。

2 案件ごとの入札参加資格について

入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格要件(以下「資格要件」という。)を満たすことを必須とする。資格要件は開札後、落札候補者について審査する。

3 資格要件の取り扱いについて

資格要件は、開札日の前日の状況により判断する。

- ア 「同種・類似業務の履行実績」又は「配置予定技術者の履行経験(同種・類似業務の履行実績)」は、平成22年4月1日以降に完了した元請履行実績を対象とする。
- イ 「共同企業体の構成員としての実績」は、原則として出資比率20%以上の実績を対象とする。
- ウ 「配置予定技術者」の資格要件の判断基準は次のいずれも満たすことを必須とする。ただし、資格要件において、特別の定めをしたときは、この限りではない。

- (ア) 開札日以降に履行期間の終期が到来する業務に、資格要件で定める件数を超えて配置されていないこと。ただし、開札日以降に履行期間の終期が到来する業務に配置されていても、その完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された業務完了検査結果通知書の写しを提出できるものを除く。
- (イ) 資格要件で定める資格及び経験を有していること。
- (ウ) 開札日以前において、所属業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が、開札日まで連続して3か月以上存在すること。

エ 契約後、業務の履行にあたって、配置予定技術者とした者を技術者として配置しなければならない。変更できる場合は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。ただし、公告において技術者を契約後配置しなければならないとしたものについては、資格要件に定めた資格等を有する者を契約後に配置しなければならない。

4 その他遵守事項について

A. 設計図書の閲覧について

- (1) 設計図書の閲覧方法は、次に掲げる方法の中から、公告において定める。

- ア 設計図書のダウンロード(東広島市ホームページを利用した閲覧)
公告に定める期間内に限り、東広島市ホームページに掲載する。

イ 設計図書の購入

公告に定める方法により、有償にて販売する。

(2) 公告に定める方法により設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。

B. 入札時の取り扱いについて

(1) 予定価格は、公告の中において別に定め、その予定価格を超えた価格での入札は、無効とする。

(2) 入札時に東広島市建設工事競争契約入札心得第3条の2第1項に規定する当該業務の入札金額の積算内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。なお、内訳書が次に該当する場合は、その入札を原則無効とする。ただし、内訳書の確認は、落札候補者のみ行うものとする（市が調査の必要があると判断した場合は、この限りでない。）。

ア 内訳書が提出されていない場合

イ 内訳書に記名・押印（割印を含む。）がない場合（押印は、電子入札等システムにより提出する場合を除く。記名は、設計共同体で参加する場合において設計共同体名の記載のないものを含む。）

ウ 内訳書に業務名が記載されていない場合（業務名に誤りがある場合を含む。）

エ 内訳書の業務価格と入札金額が異なる場合

オ 内訳書の記載事項に不備のある場合

カ 他の入札参加者から入手した内訳書を使用している場合

(3) 内訳書の作成に係る注意点は、次のとおりとする。

ア 内訳書の日付は、開札日ではなく入札日とすること。

イ 内訳書に記載する所在地、商号又は名称、氏名は、本市の測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格申請において契約締結権限の委任を受けた者としても差し支えない。

ウ 押印は、電子入札等システムにより提出する者にあつては、不要とする。ただし、書面参加申請に基づく書面参加者にあつては、押印・割印を必須とする。

(4) 提出された入札書、内訳書及び資格要件確認資料は書換え、引換え、追加又は撤回をすることができない。また、入札書提出後の辞退は、一切認めない。

C. 開札後の取り扱いについて

(1) 開札後、落札を保留し、落札候補者となった案件について資格要件確認資料の提出を求め、資格要件（配置予定技術者の資格及び経験等を含む。）を審査する。ただし、公告において資格要件確認資料の提出は必要ないとした案件については、資格要件確認資料の提出は求めず、落札候補者となった者の資格要件を審査する。

(2) 電子入札は全て、「電子くじ実施対象案件」とする。したがって、落札候補者が複数あるときは、電子くじを実施し落札候補者を決定する。なお、電子くじに必要な電子くじ番号（数字3桁）は入札時に電子入札等システムに入力するものとし、書面参加者については電子くじ番号を「001」とする。

D. 審査

(1) 審査の結果、資格要件を満たしていない者については、その入札を無効とする。

ア 資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて、資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

イ 提出期限までに資格要件確認資料を提出しない場合は、資格要件を満たしていないものとみなす。

ウ 審査の結果、資格要件を満たしていないこととなった者については、指名除外措置の対象とする。ただし、内訳書に係るもの又は実績要件に係る審査の結果資格要件を満たしていないこととなった者については、指名除外措置の対象外とする。

(2) 原則、開札日の早いものから落札決定を行い、配置予定技術者の要件は入札公告における開札日時の早いものを優先することとする。

(3) 落札結果は、次の方法で、通知又は公表する。

	電子参加者	書面参加者
落札者	電子入札等システムで通知	電話等で連絡
落札者以外	電子入札等システムで通知	個別通知はしない。※問い合わせにも応じない。
公表	開札日の翌開庁日の午前9時以降に入札状況を、落札決定日の翌開庁日の午前9時以降に落札状況を総務部契約課及びホームページで公表する。	

E. 契約に係る注意事項

落札決定された者が技術者を適正に配置できない場合は、原則、契約後契約解除を行い、指名除外措置の対象とする。

F. 入札保証金

東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）の定めるところによる。

G. 契約保証金

- (1) この業務を落札した者は、契約保証金（業務委託料の100分の10以上）を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) この業務を落札した者が、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) この業務に係る契約を締結する日の属する年度及びその前2年度の間、この業務と種類を同じくする最終契約金額が予定価格の8割以上の契約を市又は国若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行している場合、契約保証金の納付を免除することがある。

H. 無効の入札

これまでに記載した無効の取り扱いの他、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、指名除外措置要件に該当するときは、指名除外措置の対象とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札
- (2) 東広島市建設工事競争契約入札心得第6条に該当する入札
- (3) 電子情報処理組織の利用規程に定める無効入札

I. その他

- (1) この業務の入札に際しては、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）、東広島市建設工事競争契約入札心得（昭和59年東広島市告示第30号）、東広島市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日制定）、東広島市電子入札実施要領（平成17年10月1日制定）に従わなければならない。
- (2) 資格要件確認資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 期間中の受付等手続は、公告によるものとする。公告に定めのないものについては、東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

問い合わせ先 〒739-8601
東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所 総務部 契約課 工事契約係
電話番号 082-420-0930（直通） FAX番号 082-431-0077